

○国立大学法人埼玉大学研究費不正使用防止推進室要項

〔平成19年10月25日
制 定〕

改正 平成20. 3. 1 平成20. 8. 7
平成28. 9. 29 平成29. 3. 28
令和4. 2. 17

(趣旨)

第1 国立大学法人埼玉大学における研究費の不正使用の防止等に関する規則第8条第2項に基づき、研究費不正使用防止推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 推進室は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用の防止を推進することを目的とする。

(業務)

第3 推進室は、本学における次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費不正使用防止計画の策定及び実施並びに実施状況の確認に関すること。
- (2) コンプライアンス教育に係る実施計画の策定及び実施並びに実施状況の確認に関すること。
- (3) 啓発活動に係る実施計画の策定及び実施並びに実施状況の確認に関すること。
- (4) 前3号の各計画等の見直し及び改善策に関すること。
- (5) その他研究費不正使用防止に関すること。

(監事等との連携)

第4 推進室は、監査室及び監事と密接に連携し、適切な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しについて意見交換を行う。

(組織)

第5 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 研究支援課長
- (3) 図書情報課長
- (4) 財務課長
- (5) 経理課長
- (6) 大学院理工学研究科支援室事務長
- (7) 監査室長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 推進室に室長を置き、前項第1号の理事をもって充てる。

(事務)

第6 推進室の事務は、監査室において処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月25日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1)

この要項は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 8. 7)

この要項は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成28. 9. 29 28規則24)

この要項は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則 (平成29. 3. 28)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 2. 17)

この要項は、令和4年2月17日から施行する。